

第五次熊本県環境基本計画

【平成28～32年度】



平成28年2月
熊本県

はじめに

私たちが住む熊本県は、豊かな地下水や阿蘇の草原、天草や有明、八代の海など多様な自然環境に恵まれています。また、近年、荒尾干潟がラムサール条約湿地に登録されるなど、新たな動きも進んでいます。

今年（平成28年）は、水俣病の発生が公式確認されてから60年目の節目の年となります。私たち熊本県民は、わが国の公害の原点と言われる水俣病の教訓を踏まえ、環境への負荷を抑制し、安全で快適に生活できる環境を次世代へ引き継ぐことが責務であることを、より一層認識する必要があります。

こうした中、熊本県地下水と土を育む農業推進条例に基づく取組や、水銀フリー社会に向けた取組など本県独自の新たな取組も始まっているところです。

しかしながら、全国的には、新たな温室効果ガス排出量削減目標の決定、東日本大震災を契機としたエネルギーや廃棄物の問題、大気中のPM2.5の問題などが注目を集めており、本県においても、閉鎖性海域である有明海及び八代海の再生、地下水への硝酸性窒素による影響、有害鳥獣による農作物への被害など様々な課題が存在しており、これらの解決に向けてより一層の取組が求められています。

こうした最近の課題や新しい国内外の動きなどを踏まえ、この度、第五次熊本県環境基本計画を策定しました。本計画では、第三次熊本県環境基本指針に定める低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、安全で快適な生活環境という4つの目指すべき姿を実現するため、分野ごとに現状・課題を明らかにするとともに、課題の解決に向けた施策の方向性を示しています。

目指すべき姿の実現のためには、県民一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、地球環境問題と一人ひとりの行動が密接不可分であることを十分理解し、環境に配慮した行動の実践に努めなければなりません。

平成31年には、「女子ハンドボール世界選手権大会」や「ラグビーワールドカップ」が本県で開催されます。県ではこうした国際的なスポーツ大会など様々な機会を捉え、県民、事業者及び行政が、環境への配慮を当たり前のこととして行う「環境立県くまもと」の実現を目指し、取り組んで参ります。

県民の皆様の御理解と積極的な御参画をお願い申し上げます。

平成28年2月

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



【目 次】

環境基本計画

第1編 計画の基本的事項

1	基本計画策定の趣旨	1
2	基本計画の性格	1
3	基本計画の対象地域・期間	1
4	基本計画の構成	2
5	前計画の成果と今後の課題	2
6	前計画策定後の国内外の動き	6
7	特定課題	7
(1)	低炭素社会をめざし新たな技術・知見を活用する	8
(2)	地域の循環資源を活用する新たな仕組みをつくる	10
(3)	森・里・川・海をつなげ支える	11
(4)	地域の特性を生かした環境教育を進める	14

第2編 全体計画

第1章	温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現	15
第1節	地球温暖化対策の推進	15
1	温室効果ガス排出削減対策の推進	15
2	森林による二酸化炭素吸収源対策の推進	33
3	温暖化への適応策の推進	35
4	市町村における温室効果ガス排出削減の推進	39
5	県の事務・事業における温室効果ガス排出削減（地球温暖化防止に向けた 県庁率先実行計画）の推進	40
第2章	資源を適正に利用する循環型社会の実現	45
第1節	物質循環の推進	45
1	廃棄物の3R（排出抑制、再使用、再生利用）の推進	45
2	廃棄物の適正処理の推進	51
3	災害廃棄物の適正処理	55
4	バイオマス利活用の推進	56
第3章	熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現	59
第1節	森林、水辺等の自然環境の保全	59
1	保全のための総合的な対策の推進	59
2	豊かな森林づくり	63

3	二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生	64
4	野生鳥獣の保護・管理の推進	65
5	水辺環境の保全・再生	66
第2節	生物多様性の保全に係る対策の推進	68
1	生物多様性の保全	68
2	生物多様性の恵みの持続的な利用	70
3	生物多様性を支える基盤づくり	72
第4章	安全で快適な生活環境の実現	75
第1節	オゾン層の保護対策の推進	75
第2節	大気環境に係る対策の推進	77
1	大気環境の監視	77
2	発生源対策	80
第3節	水環境に係る対策の推進	82
1	健全な水循環の確保（安定的な水の確保）	82
2	水質の保全策の強化（きれいな水を守る）	88
3	豊かな川と海づくりの推進（有明海・八代海再生）	92
第4節	騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進	97
第5節	土壌汚染と地盤沈下の対策の推進	99
第6節	化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理	100
第7節	水銀フリー社会の実現に向けた取組	102
第8節	緑と水のある生活空間の保全・創造	104
第9節	良好な景観の保全・創造	105
第10節	文化財の保存と活用の推進	107
第5章	県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動	109
第1節	環境保全行動につながる環境教育・啓発の推進	109
1	多様な人材及び豊かな地域資源を活かした環境教育の推進	109
2	家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進	110
3	学校などにおける環境教育の推進	112
4	環境意識の醸成を図るための情報発信	115
第2節	自主的な環境保全行動の推進	117
第6章	環境配慮に向けた制度とネットワークの展開	121
第1節	開発における環境配慮の推進	121
第2節	環境情報・研究のネットワーク化	123
第3節	国際協力の推進	127

資料

環境行政年表	131
環境関連法・条例体系図	142
策定経過	144
熊本県環境審議会委員名簿	145
数値目標一覧	146
用語の説明	149